

芸能従事者の働き方と民法

— 一般法としての民法の役割 —

専修大学 法学部教授 芦野訓和

「芸能従事者の働き方と法」

日本芸能従事者協会主催、専修大学法学研究所協賛
2023年12月10日(於:専修大学 黒門ホール)

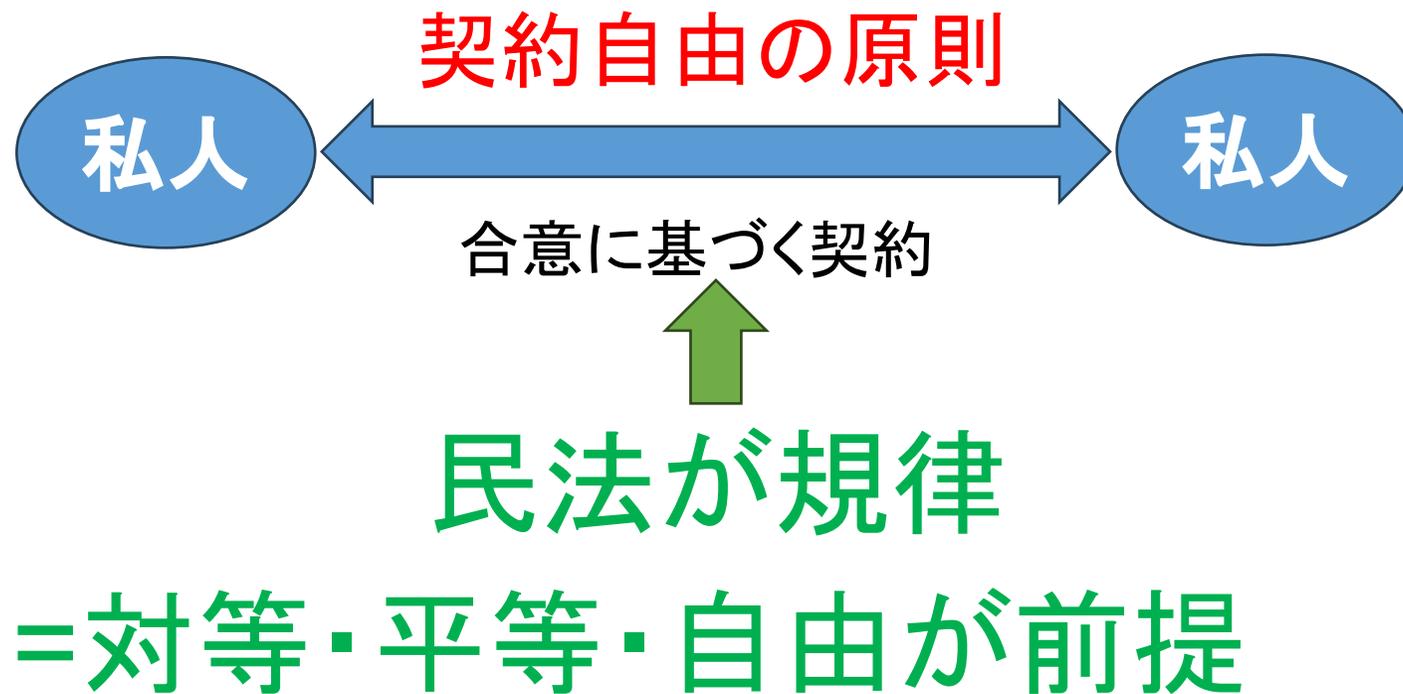
民法とはどのような法か

私人間の法律関係を規律する法律

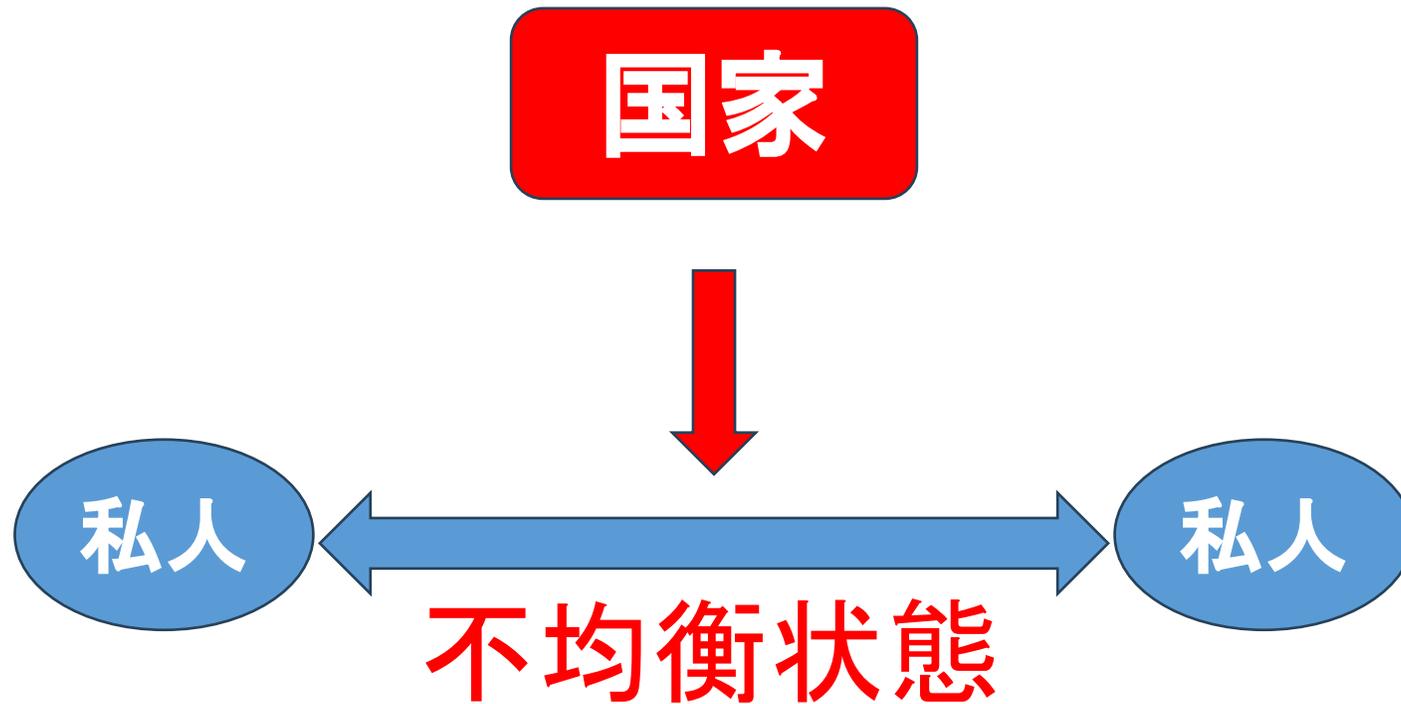


契約(合意)にもとづく債権債務関係、社会的接触により発生した損害の公平な負担(清算)については民法が規定

民法の機能する場面



競争法・労働法の機能する場面



特別法と民法との関係

商品や役務に関する法という観点からは、独禁法は特別法であり民法は一般法にあたる。



働き方に関する契約を規律する法という観点からは、労働法は特別法であり民法は一般法にあたる。



特別法に規定があればそれが優先し、それがない場合には民法により解決することがある。

芸能従事者の働き方では何が問題なのか

問題点

文化・芸術・芸能は、心豊かな社会を形成し、世界平和に寄与するものであり、未来に向けて着実に維持・継承しつつ、発展・成長させていくべきものである。



それを支える芸能従事者等については、例えば、公演主催者等の発注者が、事前に業務内容や報酬額、支払時期等を十分に明示しないため、芸能従事者等の立場の弱い受注者が、不利な条件（契約内容）のもとで業務に従事せざるを得ないという状況が生じている。

なぜそのような状況が生じるのか

問題点

芸能従事者の多くは企業等に所属せず、フリーランスとして、発注者との間で「業務委託契約」という形で契約を締結している。



働く者を保護する法規である労働法の適用は原則としてない。

フリーランスの契約をめぐるトラブル

- ① 契約の成立をめぐる問題
→ 業務委託内容の明示義務(新法3条)
- ② 契約の性質・内容をめぐる問題
→ 発注者の遵守すべき事項(新法5条)
- ③ 報酬支払をめぐる問題
→ 発注者の遵守すべき事項(新法5条)
- ④ 安全配慮をめぐる問題
→ 一定の環境整備義務(新法13条、14条)
- ⑤ 契約の終了をめぐる問題
→ 解約等の予告義務(新法16条)

芸能従事者の契約の終了をめぐる問題

- ・芸能従事者は自らの意思で契約を任意に終了できるか。
- ・契約の終了に当たって損害賠償などは発生するか。

契約の終了をめぐる問題

雇用契約の場合

民法628条（やむを得ない事由による雇用の解除）

「当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。」

契約の終了をめぐる問題

委任契約の場合民法651条(委任契約の終了)

「委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

一 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

二 委任者が受任者の利益(専ら報酬を得ることによるものを除く。)をも目的とする委任を解除したとき。」

東京地方裁判所平成28年1月18日判決

アイドルと芸能プロダクションとの間の専属マネージメント契約を、当事者間の従属的關係、力格差などから雇用類似の契約と評価し、民法628条にもとづき「やむを得ない事由」があれば解除ができるとした上で、報酬支払等の活動状況、契約書に定められた損害賠償条項などから、アイドルとしての活動を望まない者にとっては、その契約による拘束を受忍することを強いるべきものではないから、契約を直ちに解除すべき「やむを得ない事由」があったとして、アイドルからの解除を認めた。

契約の性質決定と民法の規定の適用

・契約の性質決定

→当事者間の文言ではなく、契約の具体的内容(当事者が負う債務や関係)から実質的に判断される。

契約の性質決定と民法の規定の適用

・規定の適用

→民法は契約自由が原則であり、民法の規定は任意規定(当事者が定めていない内容の指針)であるとされ、当事者の約定が優先されることが多い。



当事者の内容が公序良俗に反するとされる場合には、その内容自体が無効とされる。

←これについては、当事者の合意は優先されない。

安全配慮をめぐる問題

芸能従事者が芸能活動に従事する際し、身体・生命等に不調をきたし損害が発生した場合、損害賠償請求ができるか。

安全配慮をめぐる問題

労働契約法5条（労働者の安全への配慮）

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」



違反した場合には、使用者は債務不履行を理由とする損害賠償責任を負う。

安全配慮をめぐる問題

民法には直接の規定なし



判例においては、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当事者の一方又は双方が相手方に対して、その生命・健康等を危険から保護すべき信義則上の義務として安全配慮義務が一般的に認められている。

木村花さん遺族による訴訟

プロレスラーの木村花さんが、2020年にフジテレビの番組に出演後、SNS上で誹謗中傷にあい、自ら命を絶った事案について、花さんの遺族が、フジテレビと制作会社が花さんに対する安全配慮義務を怠ったなどとして、損害賠償を求める訴えを提起している。

問題点

・安全配慮義務は認められるか

→「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者関係」といえるか。



特定の契約関係、直接の契約関係に限定されない。

問題点

・その内容はどのようなものか

→「安全配慮義務の具体的内容は、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によつて異なるべきもの」(最高裁昭和59年4月10日判決)



当事者の属性や、場所的環境、人的環境を考慮し、多層的・重層的に判断すべき。

文化・芸術・芸能従事者の問題で必要な観点

・人々の生活に対する「文化・芸術・芸能の重要性」

→コロナ禍で改めて気づいたもの。

・「創造型役務提供者」という視点

→新しいものを創造するためには、準備や思考といった目には見えない作業が必要であり、それは必ずしも時間で計ることができるものではない。また、精神的なプレッシャーも少なくないことから、安全管理の面でも考慮が必要である。

民法の役割

社会が発展し、人びとの生活も変容し、技術発展を含め人びとの社会生活を取り巻く環境も変化している。



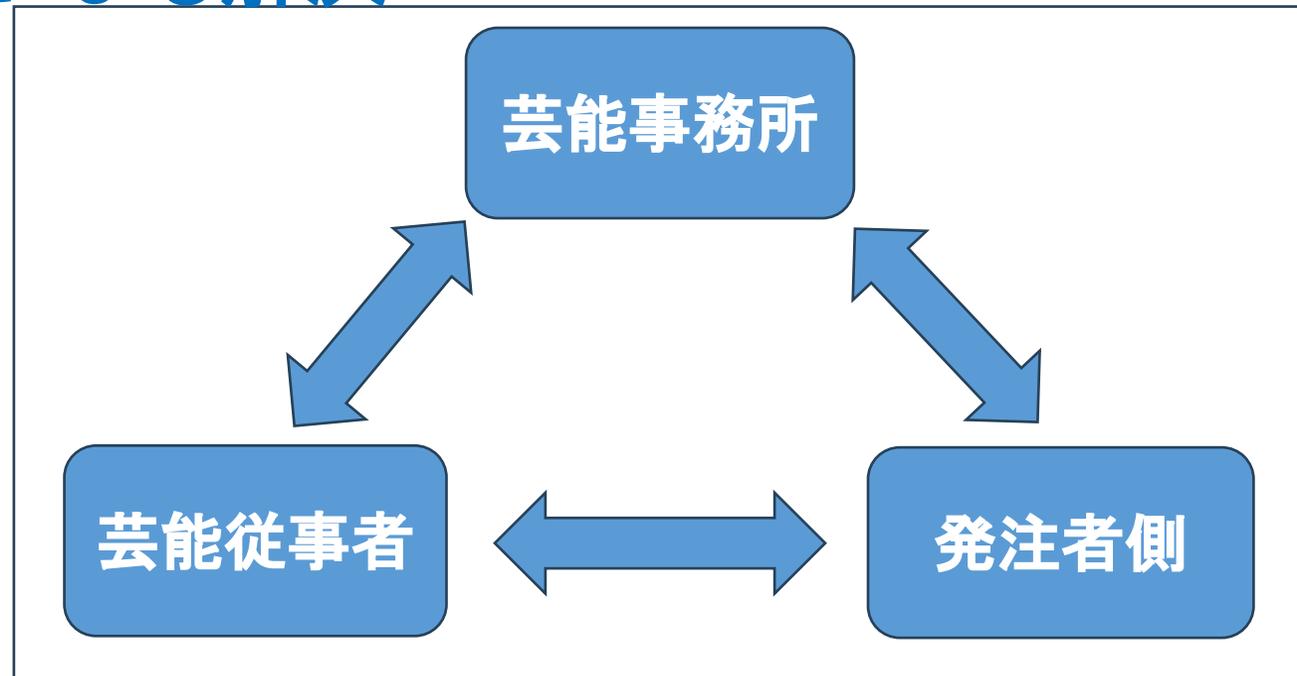
一定の特徴から「保護を必要とする取引」や「保護を必要とする人」に対しては、特別法による保護も必要。



柔軟に対応するには一般法である民法の役割も重要である。

民法の可能性

・一体的把握による解決



一体的に捉えるべき場合があるのでは？



ご清聴ありがとうございました



社会知性の開発をめざす
専修大学